

Ⅱ．横須賀市のみどりと生きものの現状

1．市の概要

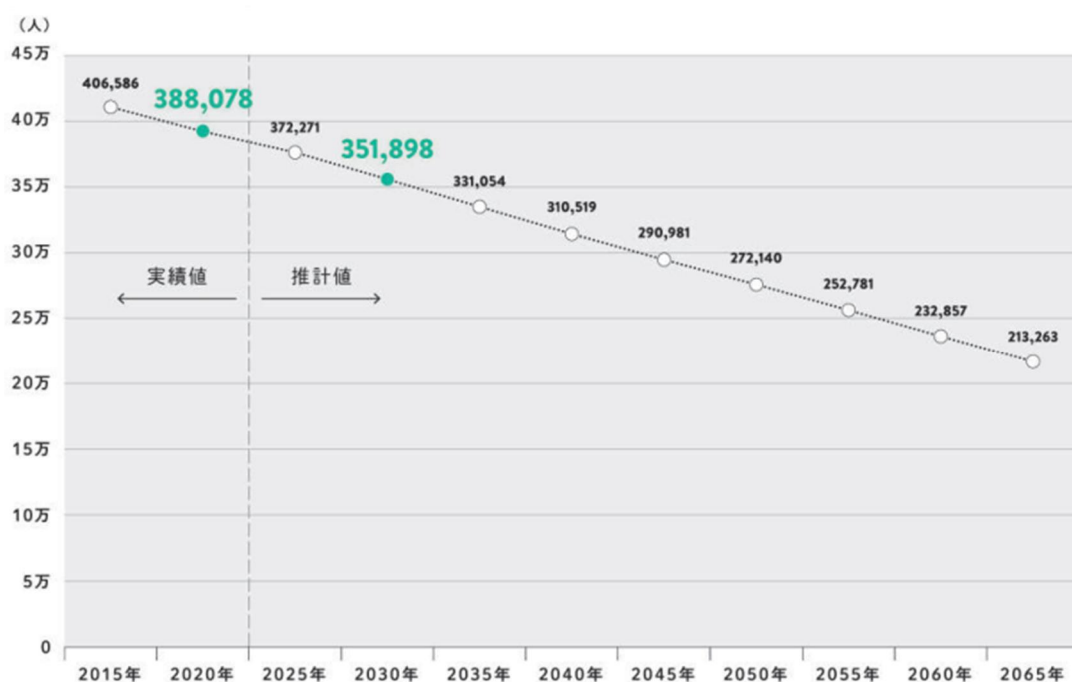
（１）市の成り立ち

本市は神奈川県東部、三浦半島の中央にある面積約 100k m²の都市です。東京湾の入り口に位置することから、江戸時代には奉行所が置かれる等国防や交通の重要な拠点とされてきました。

江戸時代末期にペリーが横須賀市の浦賀沖に来航したことをきっかけに開国して以降、明治時代には鎮守府が設置される等、軍港都市として栄えてきました。第二次世界大戦の終戦に伴い軍港都市としての役目を終えてからは、「旧軍港都市転換法」に基づき、平和産業都市へと転換していきます。旧軍用財産は公園等に転用され、公共施設として現在も活用され続けています。また、旧軍用財産のなかには、一般の立ち入りが制限されていたことから、手つかずの自然が残されている場所も多くあります。

（２）人口

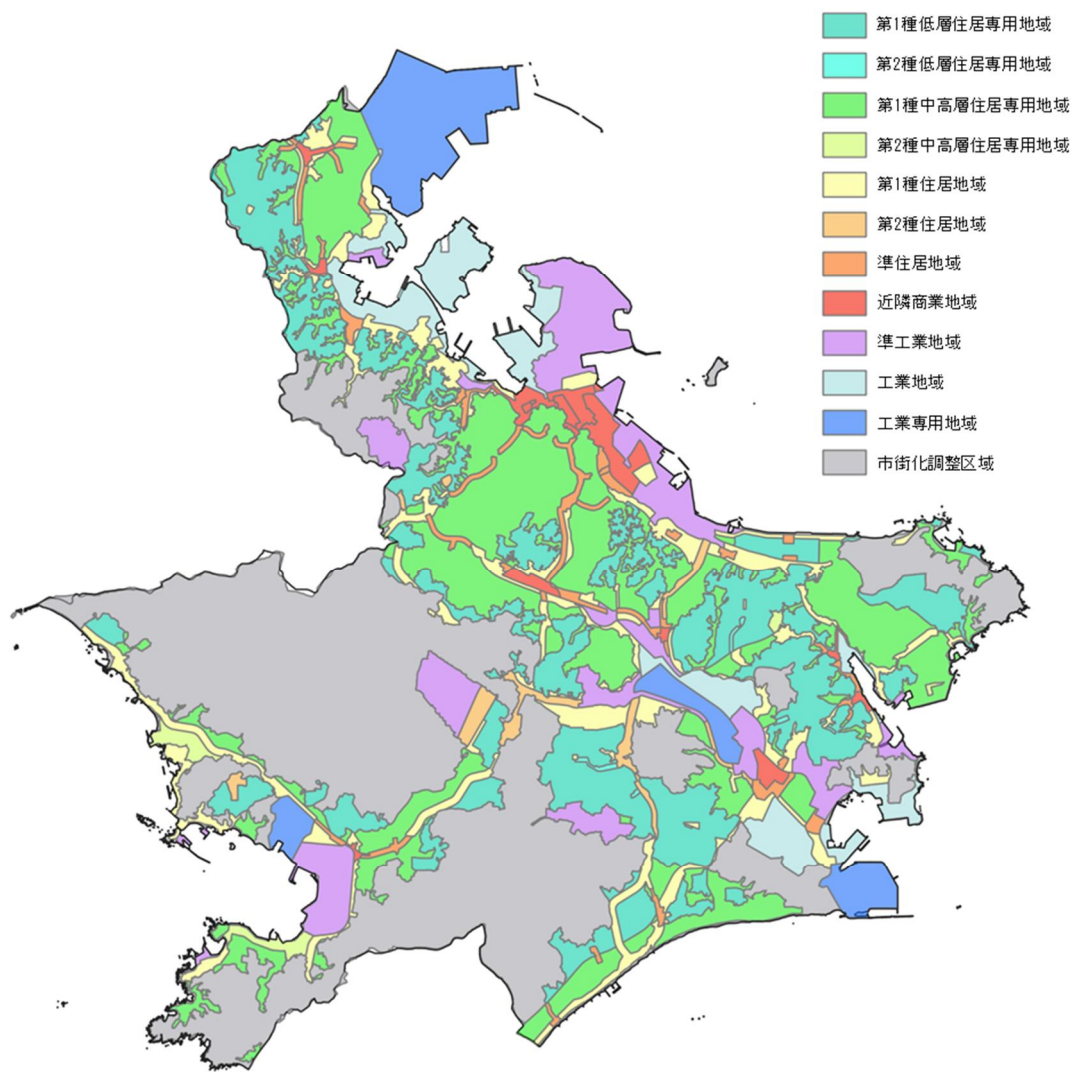
横須賀市の人口は減少傾向にあり、令和 7 年 3 月 1 日現在の人口は 369,005 人です。今後も人口減少が予想され、また少子高齢化が加速することが予想されます。



人口推移と将来推計（YOKOSUKA VISION 2030 より）

（３）土地利用及び土地利用の方針

本市の面積約 100km²のうち、都市的な土地利用を図る市街化区域が約 66%、市街化を抑制するために指定される市街化調整区域が約 34%となっています。市街化区域のうち、住宅用地は 23.5%、商業用地は 2.5%、工業用地は 5.1%となっています。

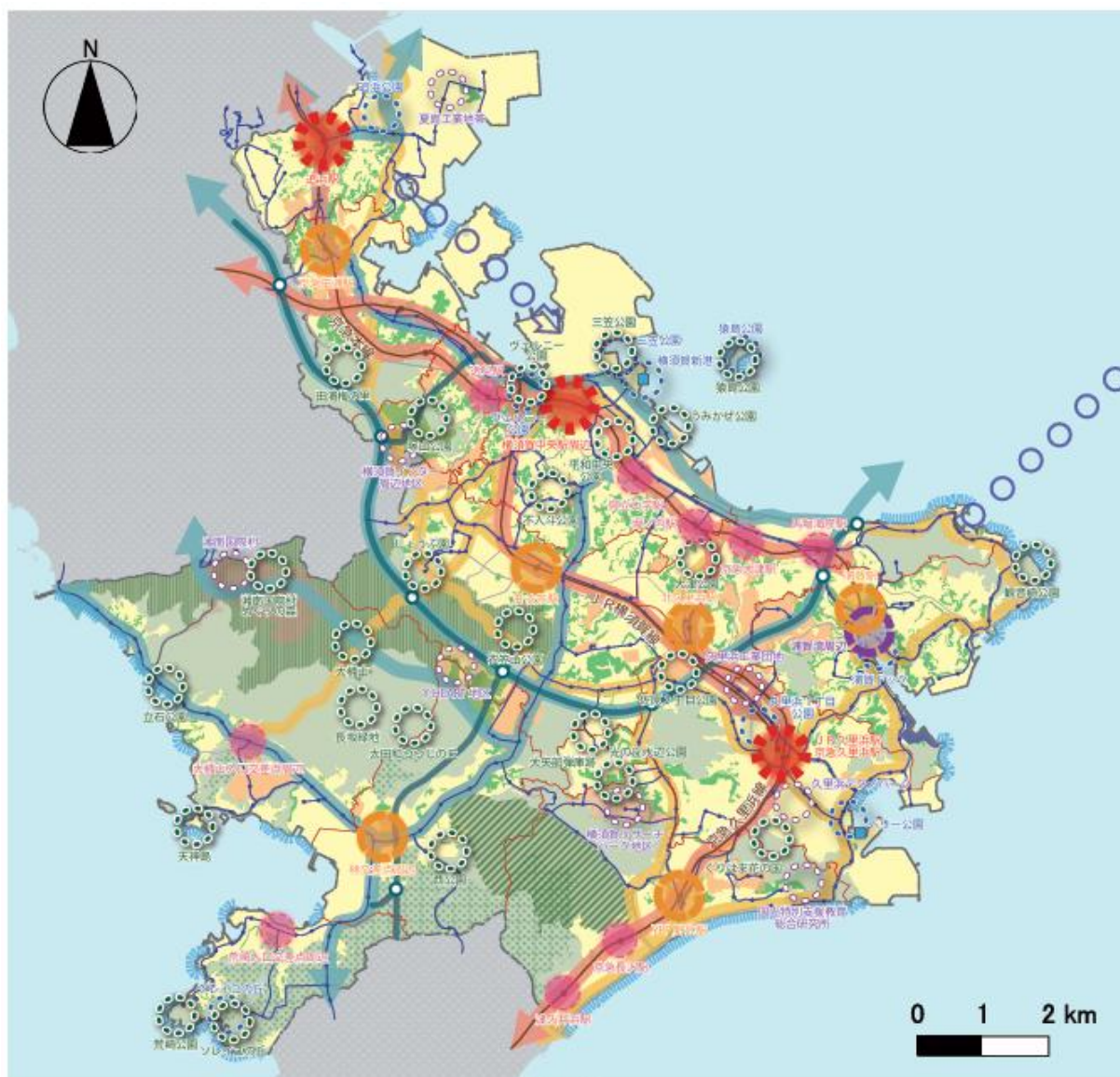


用途地域の現況

「横須賀市都市計画マスタープラン(2025～2035)」では「拠点ネットワーク型都市づくり」を目指し、みどりは自然との交流拠点や都市の景観を構成する大きな要素と示されています。

また、みどりが各拠点に隣接して位置することから地域拠点や魅力活用・創造拠点と連携して、みどりの機能を発揮していくことが求められています。

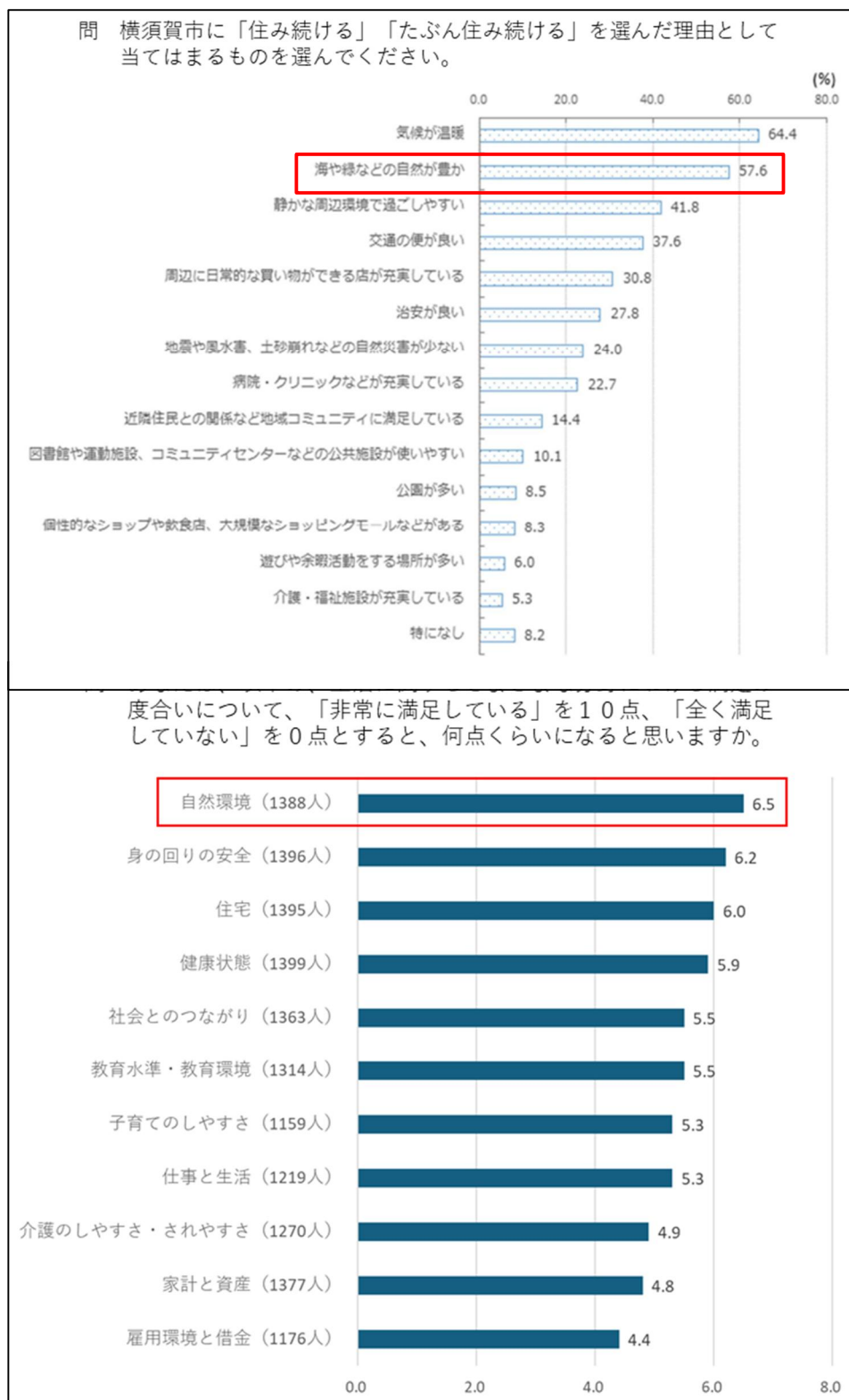
拠点ネットワーク型都市づくりとは、市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、適正に都市機能を集積し、各々の地域特性を活かした、より暮らしやすい都市環境を形成していくものです。



凡 例			
<境界・交通等>		<拠点>	
行政界	都市拠点	<軸>	
市街化調整区域	魅力活用・創造拠点	基幹的な公共交通軸(鉄道)	<ゾーン>
生活圏(12地区)	地域拠点	主軸・縦軸幹線道路	
近隣市町	地区の生活拠点	横軸幹線道路	
海	自然との交流拠点	新たな交通軸(構想道路)	
高速道路・インターチェンジ	研究開発・産業・文化等の交流拠点		市街化ゾーン(市街化区域)
国道	歴史・観光等の交流拠点		計画的なまちづくりゾーン(臨港地区:見直し)
県道			計画的なまちづくりゾーン(地区計画:整備済み)
市道			計画的なまちづくりゾーン(地区計画:未着手)
鉄道路線・駅			計画的なまちづくりゾーン(地区計画:変更予定)
バス路線・バス停留所			海辺の交流ゾーン(自然海岸・半自然海岸)
フェリー乗り場			農業環境保全・活用ゾーン(農業振興地域)
			緑地保全・活用ゾーン(首都圏近郊緑地保全地区・風致地区)
			谷戸ゾーン(斜面緑地)

(4) 市民意識

本市に住み続けると選択した市民のうち、約 58%が「海や緑等の自然が豊か」であることを理由に選んでいます。また、生活における様々な分野のうち、自然環境分野の満足度が最も高くなっています。

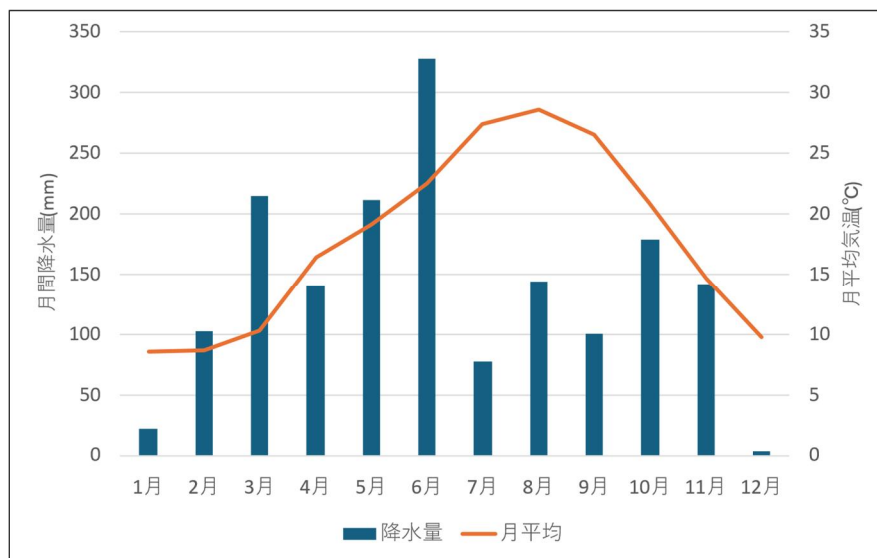


令和4年度横須賀市民アンケート報告書より

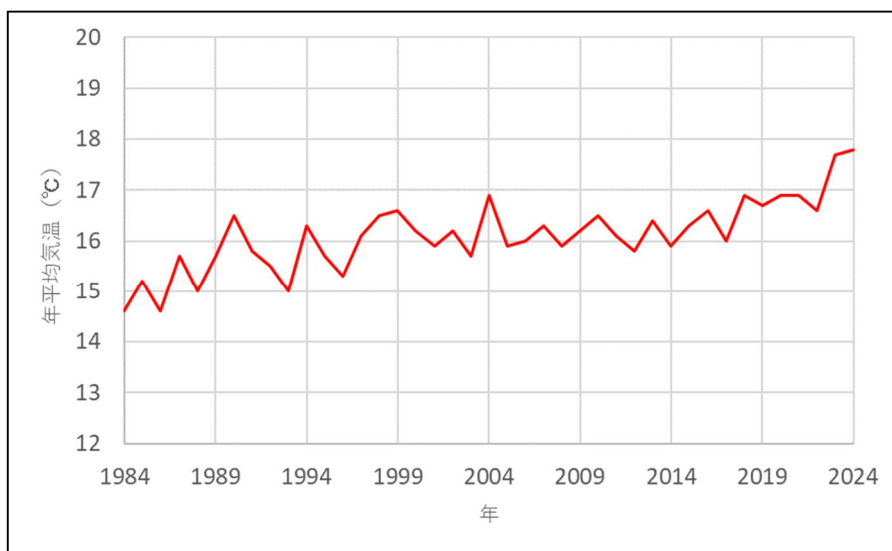
2. 地理的条件

(1) 気候

令和6年の年平均気温は17.7℃、月平均気温の最高気温と最低気温の差は7.5℃で、海洋の影響により寒暖の差が小さくなっていると考えられます。降水量は3月～6月にかけて比較的多く、典型的な東日本太平洋岸の特徴を示しています。年平均気温は過去30年で徐々に上昇しており、地球温暖化の進行やヒートアイランド現象が主な要因と考えられます。



令和6年の降水量と日平均気温の変遷（神奈川県三浦のアメダスより）



年平均気温の変遷（神奈川県三浦のアメダスより）

（２）地形・地質

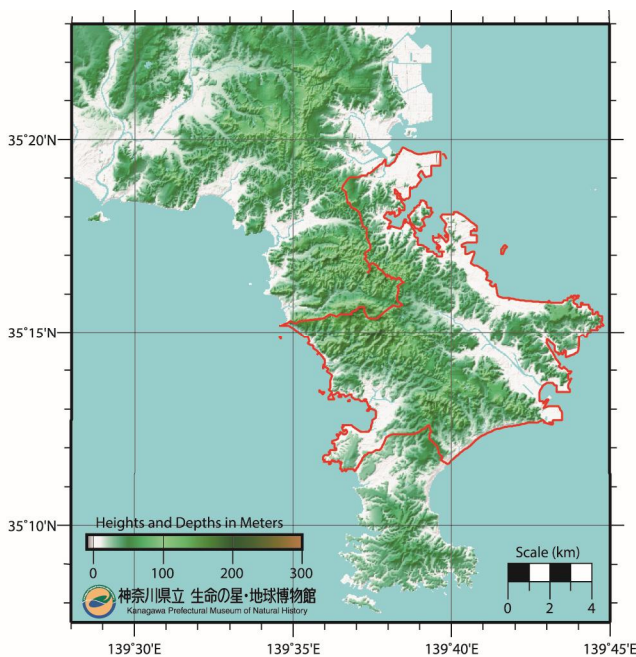
本市は、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比にかけて市域中央部に連なるみどり豊かな丘陵と、台地、低地に分けられ、これらの地形が生み出す自然環境は本市の大きな魅力となっています。

丘陵地は、小さな河川による侵食が進んでおり、複雑に入り組んだ谷戸地形をつくっています。平坦な台地は小原台周辺に見られ、海底だった時代に波の力によって岩盤が平坦に侵食されたのち、地震による土地の隆起と氷河の発達・後退による海面の変動により陸地になった海成段丘です。丘陵地・台地を刻む谷沿いには低地ができますが、本市に大きな河川がないため沖積低地は広くありません。

また、三浦半島の沿岸は、幅 10km 以内の大陸棚（水深 100～120m）が続き、その先の急傾斜をなす陸棚斜面は相模湾で水深 1,400～2,000m に達しています。

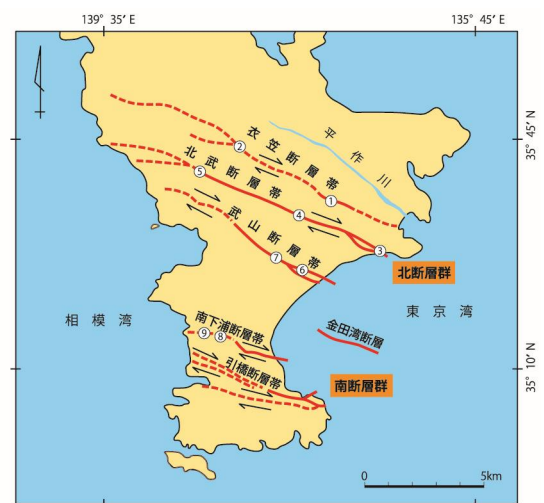
本市の大地は、その大部分が新生代（1800 万年前以降）に、深海で形成されました。荒崎等では、フィリピン海プレートのはたらきに影響を受け、変形した地層を見ることができます。

活断層は、市内に北から衣笠・北武・武山断層の 3 つが西北西 - 東南東方向に通っており、三浦半島の北側に位置することから北断層群と呼ばれています。北断層群は数百年以内に活動し、地震が起きる可能性があります。



三浦半島高度別段彩図

作図：神奈川県立生命の星・地球博物館
(新井田 秀一氏)



活断層の分布

出典：新横須賀市史 通史編（横須賀市）

3. みどりの現状

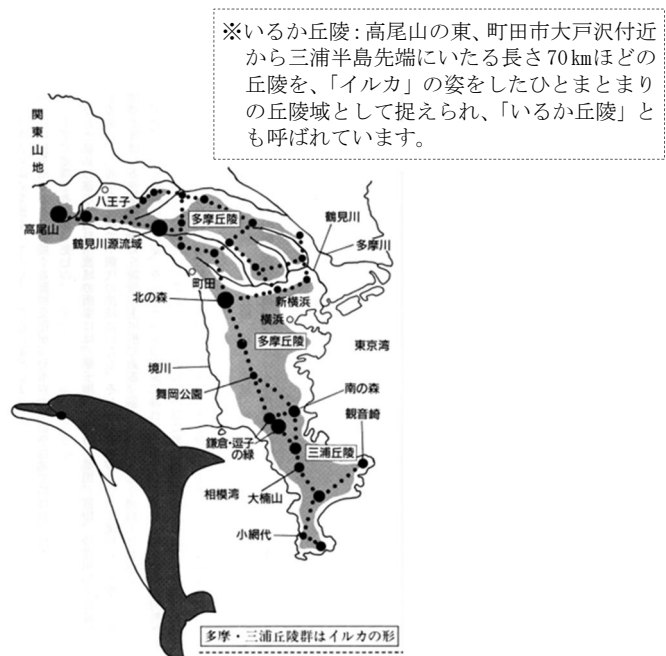
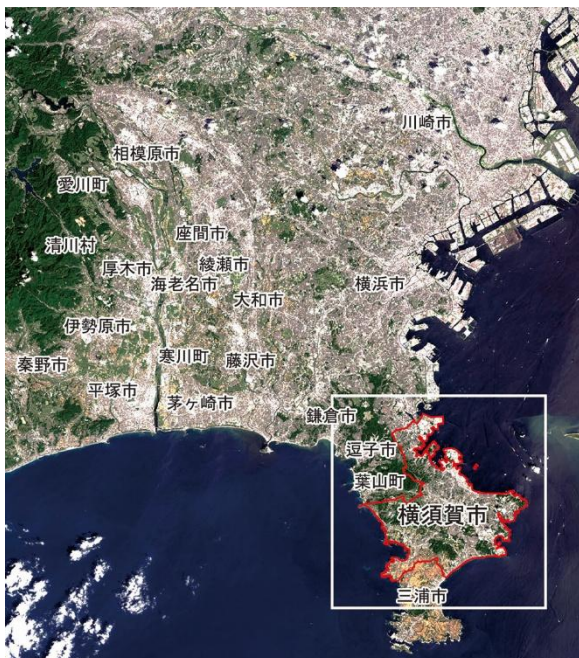
(1) 横須賀市のみどり

1) 広域的なみどり

ア 多摩三浦丘陵

本市には、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比に連なる丘陵部にまとまったみどりが存在します。この丘陵部のみどりは、関東山地から太平洋に至る首都圏のグリーンベルトである多摩・三浦丘陵の一部を担っているほか、猛禽類の渡りの経路に含まれる等、市域だけでなく首都圏における重要な自然環境となっています。

多摩・三浦丘陵の維持管理は、これまで行政区分により分断されて扱われてきましたが、それらを抱える自治体が「みどりはつなぎ手」という共通認識に基づき、市民・事業者・行政の協働による働きかけを行っていく取組みを進めています。

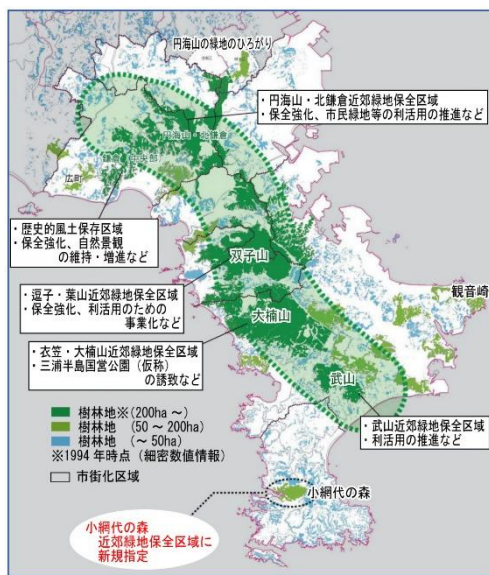


出典：自然へのまなざし（ナチュラリストたちの大地）
岸 由二

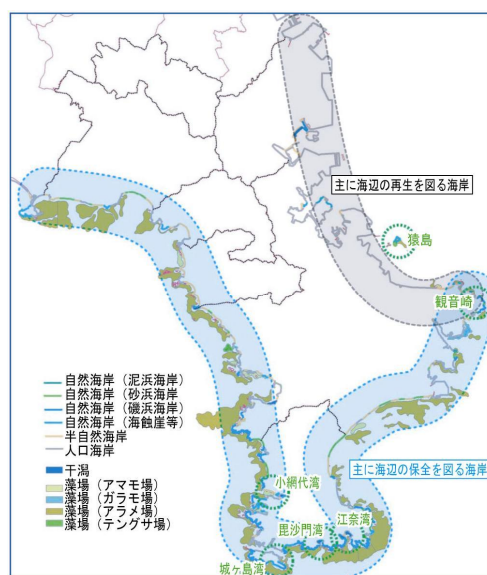
イ 三浦半島公園圏構想

横須賀市を含む三浦半島一帯のみどりについては、平成 18 年（2006 年）に「行政、事業者、市民活動団体や地域住民、さらに三浦半島への来訪者の方々が一体となって、地域づくりに取り組んでいくための基本方針」として、三浦半島公園圏構想（神奈川県）が策定されました。三浦半島の住民が快適に暮らせることはもちろん、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しみ、癒され、満足できるよう、三浦半島全体を魅力ある公園のような空間（公園圏）としていくことを目指しています。

このように、今後はみどりを単に行政区域だけでなく、広域的なつながりを視野に入れて保全・再生・創出していくことが大切になっています。



樹林地の保全などの関連図

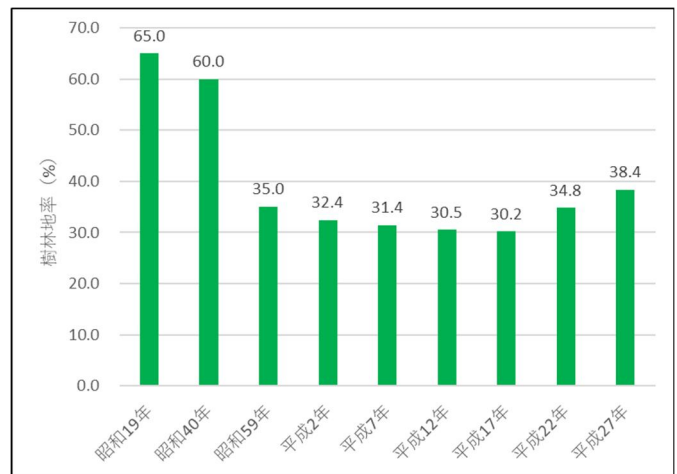
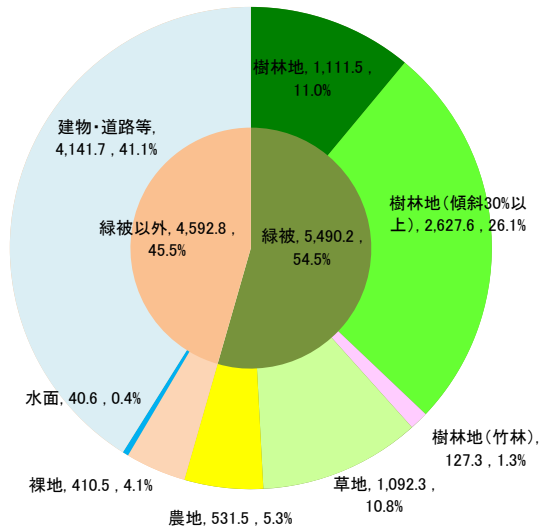


自然海岸の保全などの関連図

出典：三浦半島公園圏構想（神奈川県）

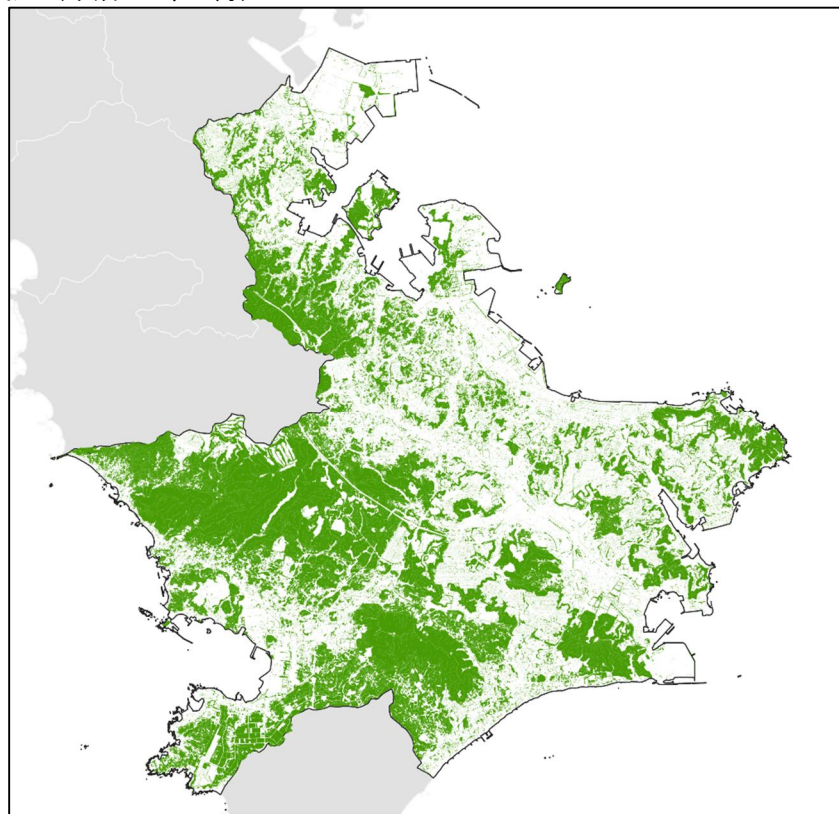
2) みどりの現状と経年変化

本市の樹林地、草地、田畑等の緑被率は、54.5%です（平成27年7月時点）。緑被の内訳としては、その約7割が樹林地であり、次いで草地、田畑が占めます。市内の樹林地は昭和40年（1965年）から昭和59年（1984年）にかけて、戦後の高度経済成長期における住宅開発等により大きく減少しましたが、平成22年（2010年）以降は増加傾向にあります。近年の樹林地率の増加は解析精度の向上が主因ですが、平成9年（1997年）に「緑の基本計画」を策定し、みどりの保全を図るとともに自然環境に配慮した宅地開発を進めたことも寄与していると考えられます。

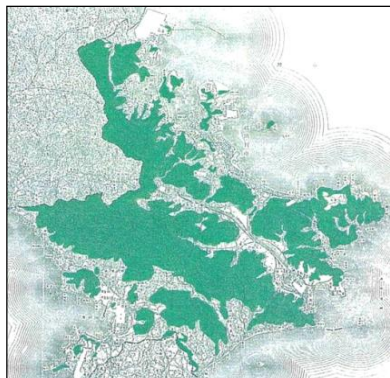


横須賀市全域における
緑被等の構成比（平成27年7月）

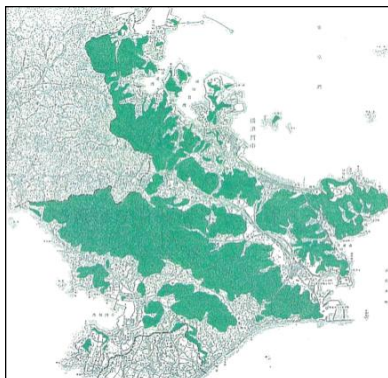
樹林地の経年変化



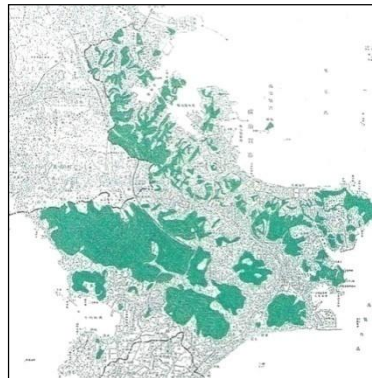
平成27年の緑被率



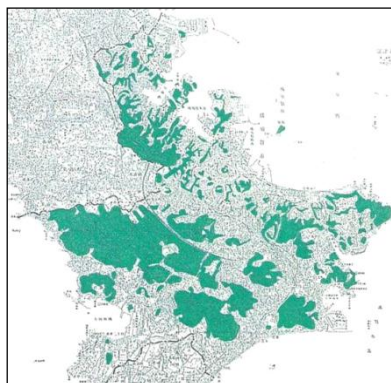
昭和19年（樹林地率：65.0%）
（緑被率：データなし）



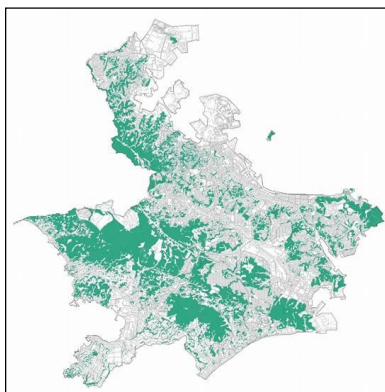
昭和40年（樹林地率：60.0%）
（緑被率：データなし）



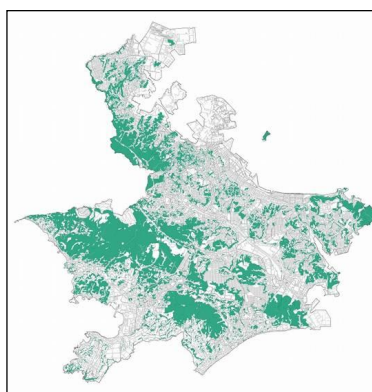
昭和59年（樹林地率：35.0%）
（緑被率：50.3%）



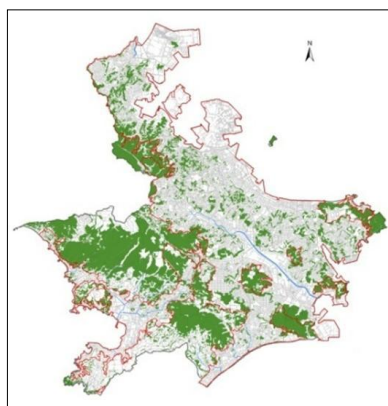
平成2年（樹林地率：32.4%）
（緑被率：48.9%）



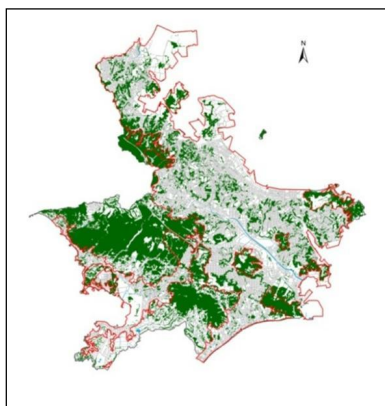
平成7年（樹林地率：31.4%）
（緑被率：41.6%）



平成12年（樹林地率：30.5%）
（緑被率：44.8%）



平成17年（樹林地率：30.2%）
（緑被率：40.8%）



平成22年（樹林地率：34.8%）
（緑被率：53.8%）

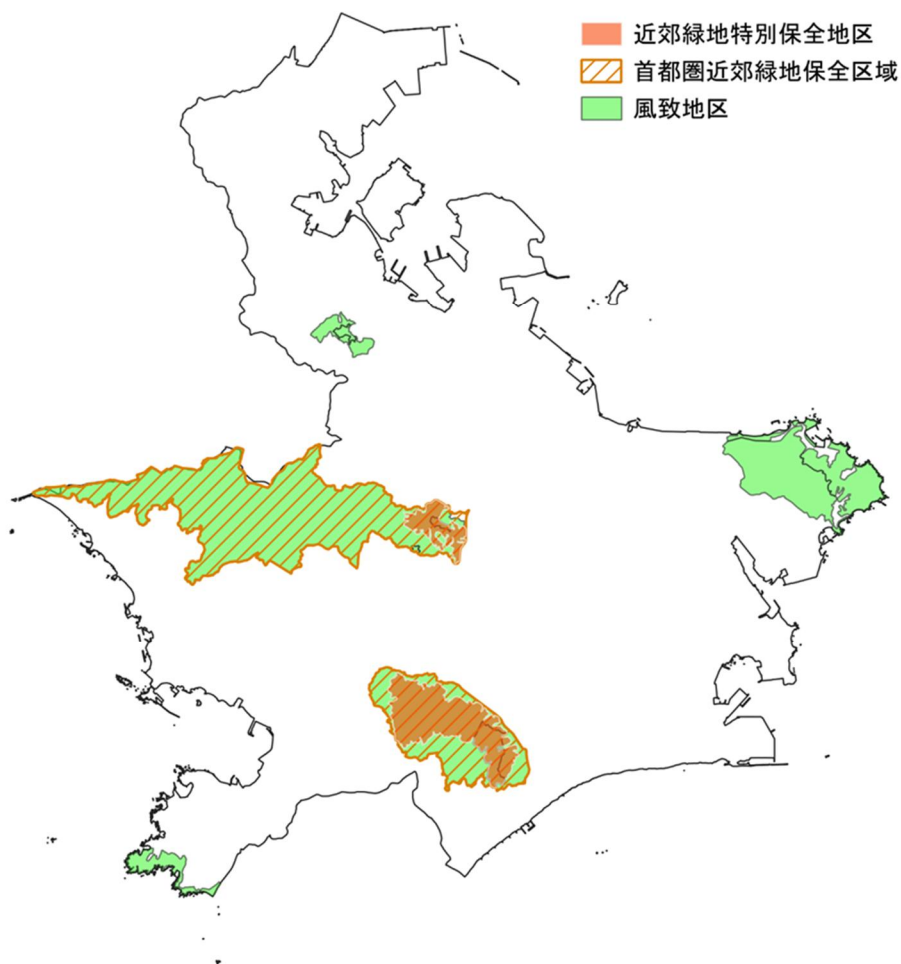
※平成22年以降の調査は精度を高めた（500㎡以上→1㎡以上）ことにより、その対象が広がり（街路樹や家庭の庭木も対象）、結果として数値が高まっています。

3) 風致地区・近郊緑地保全区域

本市のまとまりのあるみどりでは、風致地区や近郊緑地保全区域の指定によって保全されている地域があります。風致地区は、都市の中の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域や史跡、寺社仏閣等がある地域、良好な住環境を維持している地区等を指します。都市計画法に基づく地区で、本市では5地区1,355.7haが指定されています。

近郊緑地保全区域は首都圏近郊緑地保全法に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するための区域で、本市では2地区1,012haが指定されています。近郊緑地保全区域のうち、2地区244haは、特に良好な自然環境を形成している区域として近郊緑地特別保全地区に指定されています。

今後、これらの良好なみどりの保全を継続していくとともに、活用手法の可能性について検討していく必要があります。特に、良好な自然環境を有し、周辺地域の重要な景観を形成している区域では、近郊緑地特別保全地区への指定も含めたさらなる保全が求められます。



風致地区・近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の現況

（２）樹林地の現状

横須賀市は市内の面積の約 30%を森林が占めています。市内の樹林地は、かつては薪炭林として人々に利用されてきた広葉樹の二次林が主ですが、エネルギー革命以降人々の利用はほとんどなくなりました。その結果、林内は大径木化や下層植生の衰退が進み、土砂の流出や生物多様性の損失等、樹林地の荒廃が進行しています。樹林地の荒廃によって、斜面林等では環境保全機能が低下し、土砂災害の危険性が高まっていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、本市では武山近郊緑地特別保全地区の一部で試験的に樹林地の管理を行い、機能を向上させるための整備方法や効果を検証する「樹林地管理モデル事業」を令和 5 年度（2023 年度）から実施しています。今後、樹林地管理モデル事業で得られた整備効果や課題を基に、本市における樹林地の整備方針を検討し、樹林地の機能を維持・増進させるための整備を進めていくことが必要になります。



荒廃が進む市内の樹林地



樹林地管理モデル事業の施業前（左）と施業後（右）の様子

（３）都市公園の現状

本市における都市公園（県立公園含む）は、542カ所、約696.1ha（令和6年度末現在）です。横須賀市では、令和4年（2022年）に今後の都市公園行政の方向性を示した「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」を策定し、効果的・効率的な公園の整備・管理を目指しています。

令和5年（2023年）には長井海の手公園（ソレイユの丘）をPark-PFIを活用してリニューアルオープンしたほか、横浜F・マリノスと連携した久里浜1丁目公園（F・Marinos Sports Park）を供用開始する等、集客や地域活性化を目指した公園づくりを進めています。

一方で、供用開始後の経年変化による施設等の老朽化や利用者層の変化に伴うニーズの変化への対応が課題となっています。これらの課題に対応するため、遊具等を計画的に更新するため「公園施設長寿命化計画」の推進に基づく計画的な遊具等の更新や、利用者のニーズに合わせた公園機能の再編が必要になります。

課題の解決に必要な事項

まちづくりへの貢献

利用者等ニーズの反映

防災力の強化

基本方針

基本方針①

公園をまちづくりの担い手として活用する

（趣旨）

みどりの量を維持した上で、公園の多機能性を最大限引き出すことにより、まちや地域の活性化に貢献する

（説明）

まちづくりの拠点として、周辺施設と連携した管理・運営の推進や、市民活動の場としてコミュニティ、健康づくり、学び等の場の提供を推進する

基本方針②

ニーズをカタチにして公園を使いこなす

（趣旨）

公園づくりにおいて、利用者等の意見を取り入れ、ニーズに応えることで公園をより活用していく

（説明）

従来の公園運営の枠に捉われない公園のポテンシャルの活性化や、情報技術の活用、公園ごとの機能の集約・選択による活用を推進する

基本方針③

地域の防災力を高める

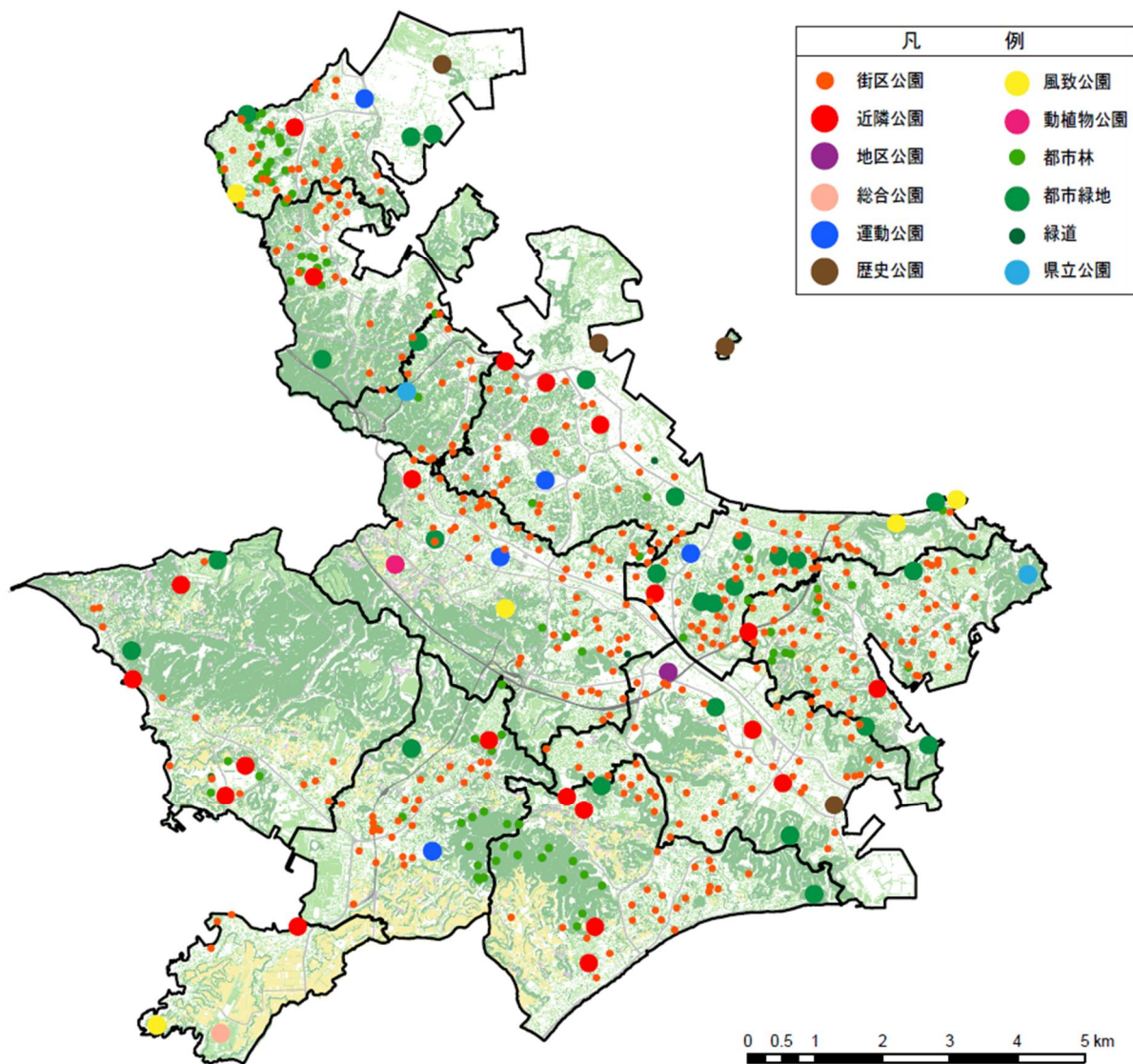
（趣旨）

激甚化する災害に対応するため、公園の安全性を高めるとともに、災害時に必要となる場所として貢献する

（説明）

平常時における安全対策の強化と植物管理の推進、災害発生時における公園利用者の避難場所としての機能強化を推進する

「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」の基本方針



横須賀市の公園配置図（横須賀市都市公園の整備・管理の方針より）



長井海の手公園（ソレイユの丘）

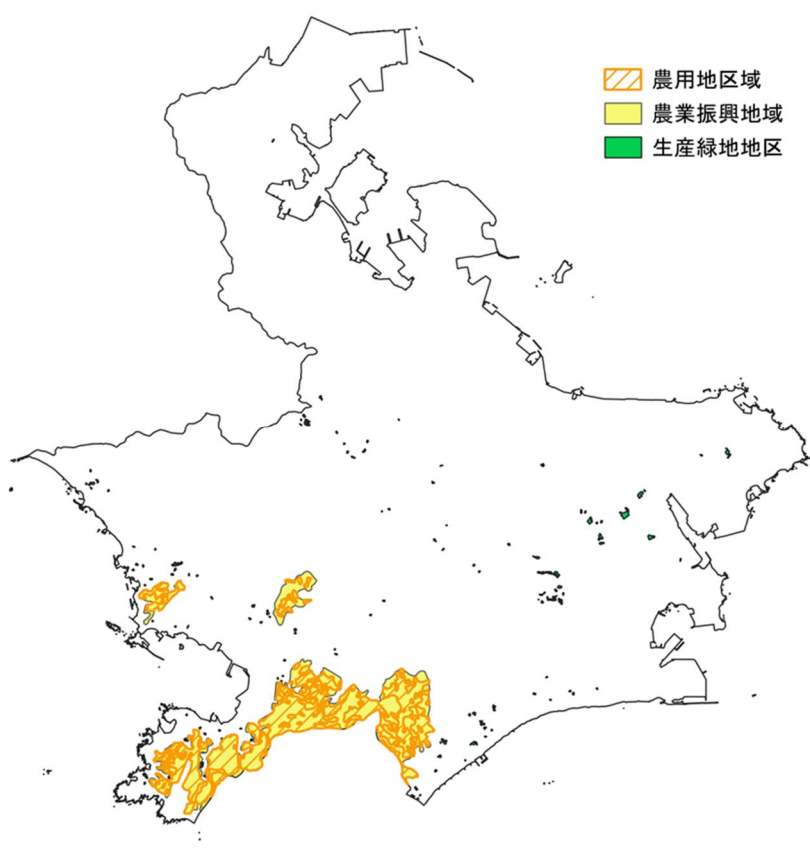


久里浜1丁目公園（F・Marinos Sports Park）

(4) 農地・里山環境

農地は本市の南部を中心に広がっています。農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づいて指定された農用地区域は約 332.1ha です。また、生産緑地法に基づいて都市計画に定められた生産緑地は159カ所 23.8ha で、市内の各地に点在しています。

本市の里山は、戦後の都市開発や生活様式の変化等によって減少しました。現在は、野比かがみ田緑地や長坂緑地等で里山環境の再生活動を実施しています。この2つの里山環境では、生物多様性の確保や環境教育の観点から、保全と活用を続けています。今後も里山環境では、こうした保全、活用の取組みを継続していくことが求められます。



農地及び生産緑地の現況



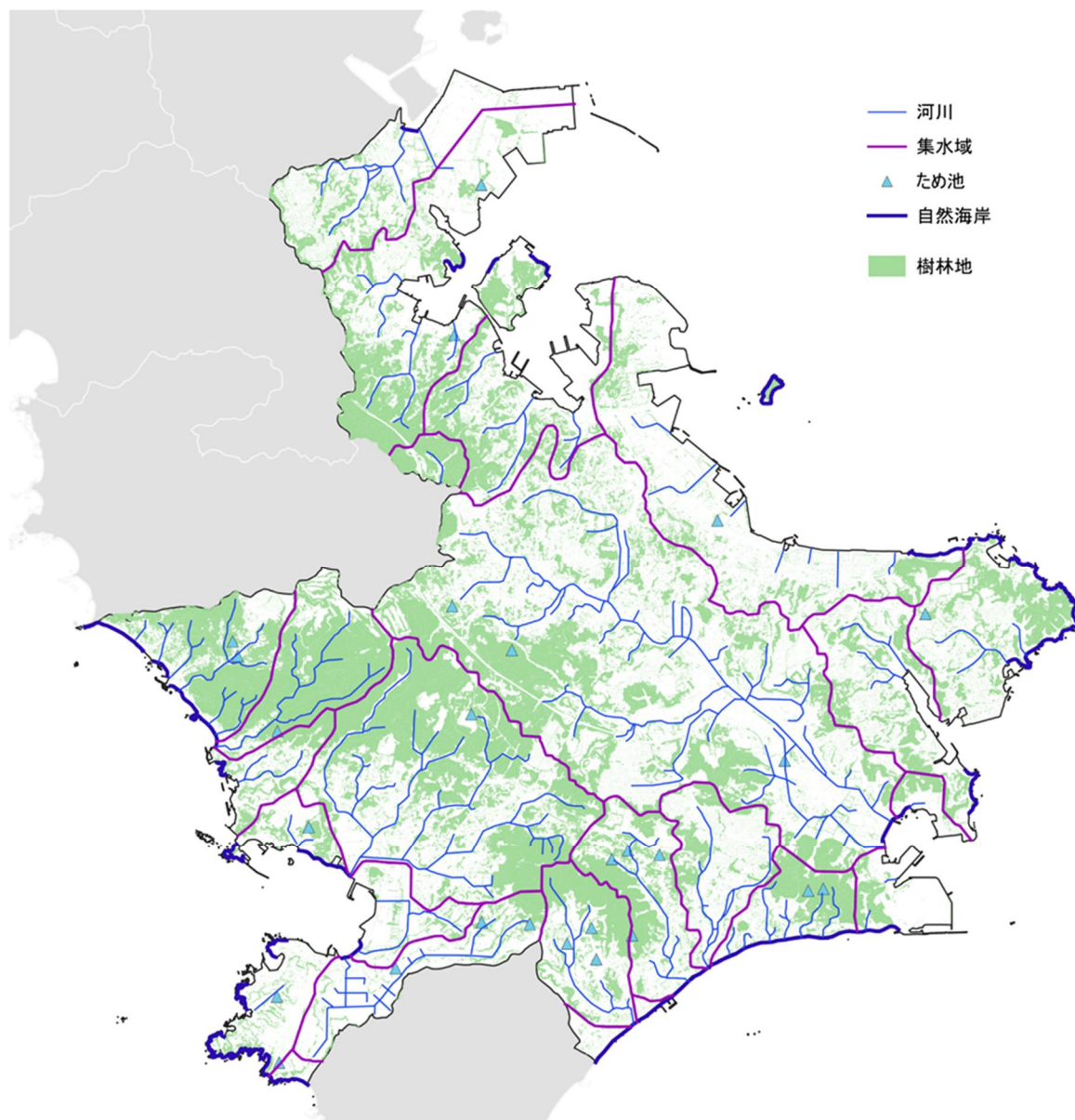
里山環境を再生した野比かがみ田緑地

（５）水系及び河川流域・集水域等

本市には、23 水系、37 河川、約 50km の河川があります。これらの主な河川の流域を含め、25 の集水域に区分できます。

河川は、延長が 5km にも満たない小さなものが大半です。また、自然が比較的残されているのは、前田川や関根川の中流域、松越川や荻野川の上流域等に限られています。河川の上流域には、樹林地の管理不足による倒木等が発生している場所もあり、適切な管理の検討が必要となっています。自然海岸は、砂浜や岩礁、干潟等様々な形態のものがみられます。しかし、砂浜は海岸浸食による砂の流出のため、年々、減少しています。

ため池は、水田の減少に伴う水資源の利用低下により、水面がみられない状態のものが存在します。



水系及び河川流域・集水域等

4. 横須賀市の生きもの

(1) 生物相

生息・生育環境の変化や、一部の動植物の都市環境への適応などにより、本市で見られる生物にも変化が生じています。以下では、本市で見られる生物の特徴を示しています。なお、本計画では、本市において守るべき貴重な生物の生息場所等について、一部の掲載を控えています。

1) 植生

ア) 生育環境・植生

本市の植生は、照葉樹林、落葉広葉樹林、海岸植生の3つで特徴づけられています。照葉樹林には、スダジイ、アカガシ、タブノキなどの常緑高木や、アオキ、ヤツデなどの常緑低木が多く生育しています。平成29(2017)年以降、市内の照葉樹林地を中心に、マテバシイやスダジイなどが立ち枯れするナラ枯れの被害があり、発生後5年間でおよそ12haの被害がありましたが、現在はほぼ収束しています。ナラ枯れにより大径木が倒木した場所では、樹木の更新が見られています。落葉広葉樹林は、かつてコナラやクヌギなどの薪炭林として利用されてきた森林で、現在はケヤキ、エノキのほかムノキやクロガネモチなどの暖温帯性種が多く見られますが、現在は人の利用がなくなり、うっそうとした照葉樹林へと移行しています。海岸植生は、神奈川県の中でもっとも豊かであり、市の花のハマオモト(ハマユウ)、ハマボウをはじめ多様な海岸植物が見られます。植生は、約130年前(明治中期)から現在までの間で、マツ林からコナラ・クヌギ林、さらにシイ・タブなどの照葉樹林へと短時間に著しく変化したと考えられています。

イ) 主にみられる種

市内では、樹林地や海岸などの植物を身近に見ることができます。主に照葉樹林内では、ヤブコウジ、カラタチバナ、アリドオシなどの常緑小低木や、アスカイノデ、ヤブラン、ジャノヒゲ、カントウカンアオイなどの常緑の多年草が見られます。落葉樹林内ではマルバウツギやムラサキシキブのほか、春にキンラン、ギンラン、秋にコウヤボウキ、キツネノマゴなどが花を咲かせます。市域の代表的な海岸植物には、ハマオモト(ハマユウ)、ハマボウ、イソギク、ワダン、アシタバ、ガクアジサイなどがあり、三浦半島の植物相を特徴づける植物と言えます。市の花となっているハマオモト(ハマユウ)やハマボウは天神島を分布の北限とし、自生することでも有名です。ただし、現在は温暖化の影響により自生地が北上傾向にあるようです。

ウ) 減少している種

宅地造成が急激に進んだことなどから、海岸の砂浜や水田・湿地・ため池・河口などの水辺に生育する植物の数が減っています。

エ) 増加している種

海外から侵入してきた帰化植物は増加の一途をたどっています。帰化植物の生育範囲は、海岸から山林の林縁までの広範囲で、特に市街地に多く見られます。

また、近年は温暖化の影響を受け、温暖な気候を好む在来種の増加も確認されています。

オ) 外来種

現在、市内では特定外来生物に指定されているオオキンケイギクやオオフサモ、生態系被害防止外来種リスト^{※1}において重点対策外来種にカテゴリ分けされているノハカタカラクサ（別名：トキワツユクサ）^{※2}、ツルニチニチソウ、オランダガラシ（クレソン）、セイタカアワダチソウ、キショウブが見られます。また、これらの外来種が繁茂することで、希少種を含む在来植物が減少または消失する可能性があるため、貴重な植物への影響が懸念されています。

※1：正式名称は、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」で、我が国の生物多様性を保全し、外来種対策の一層の進展を図ることを目的として、平成27年3月に環境省及び農林水産省が作成・公表したものです。

※2：本計画では、より一般的な「トキワツユクサ」を使用します。

2) 哺乳類

ア) 生息環境

哺乳類は、海岸から野山まで様々な場所に生息しています。アズマモグラのように地中に暮らすもの、コウモリ類のように日中は屋根裏や洞窟などで過ごすものがあり、多くの種類は人目につかないように市域に広く生息しています。

イ) 主にみられる種

本市における哺乳類は、ホンドタヌキ、アズマモグラ、アカネズミ、アブラコウモリなど、基本的に本州中部の動物相を反映しており、山地性より平地または丘陵性の特徴を示す種構成と言えます。

ウ) 減少している種

現在確認できる種は、記録のある 20 種からさらに、減っています。本市では、ニホンアナグマ、ニホンカワウソ、ニホンジカなどが捕獲されていた記録ありますが、それらを含む中型以上の哺乳類の多くが地域絶滅しています。また、かつて田畑が広がっていた頃に多く見られたイタチ（ニホンイタチ）はほとんど見られなくなり、藻場が広がっていた頃に沿岸に生息していたスナメリも、港湾整備により姿を消しました。

エ) 増加している種

近年、ニホンイノシシの生息が三浦半島全体で確認されており、今後の動向に注意が必要です。

オ) 外来種

本市では、アライグマ、クリハラリス（タイワンリス）、クマネズミ、ハクビシン、ドブネズミ、ハツカネズミがよく確認されています。アライグマとタイワンリスは特定外来生物に指定されており、生活被害、農業被害、生態系被害があります。本市では、これらを捕獲していますが、個体数の増加と分布の拡大は収まりません。

3) 鳥類

ア) 生息環境

野鳥は、野山、人里、水辺など様々な場所で見られますが、田んぼ、雑木林、茅場などの環境の変化を受けて、見られる種が変化してきました。

中でも、河口や海岸にできる干潟や水田地帯の用水池などを餌場や休息場として利用している水辺型の野鳥は、都市化の進行により、見られる機会が減りました。

イ) 主にみられる種

三浦半島における鳥類は、本州中部の標準的なもので、丘陵地など内陸部ではアオゲラ、シジュウカラ、メジロなど、水辺や沿岸部ではアオサギ、コサギ、カワセミなどが見られます。また、冬鳥が多い傾向にあり、冬季にはマガモやキンクロハジロなどのカモ類、ツグミ、シロハラなどが見られます。これらの種は都市公園の整備などにより、都市域の緑地や水辺でも見られます。

また、武山では秋にサシバなどの猛禽類の渡りが観察できます。

ウ) 減少している種

サシバ、タマシギ、ミゾゴイは、里山的環境の減少により市内では絶滅の危機に瀕しています。キジ、モズ、ホオジロ、ヤマドリなど、かつて草原や森林で多く生息していた身近な鳥類も、開発などの都市化によって個体数が減少しています。また、干潟の減少や環境悪化により、チドリ類、シギ類の渡来数が減少しています。

エ) 増加している種

ムクドリ、コゲラ、ヒヨドリ、ハクセキレイなど、都市環境に適応した種が増加傾向にあるほか、一部の水辺環境ではカワウが増加しており、これらの種による糞害が問題となっています。また、近年は沿岸部に生息するイソヒヨドリが内陸部に進出しており、市内全域で見られます。

オ) 外来種

市内では、コウライキジ、コジュケイ、ドバトなど、人為的に持ち込まれた外国産鳥類が定着しています。また、特定外来生物に指定されているガビチョウが三浦半島全域に分布を拡げており、在来種への影響が懸念されています。

4) 両生・爬虫類

ア) 生息環境

両生類は、幼体の時は淡水生活、成体になると陸上生活をする動物で、本市では湿地・樹林地・水路・池が一つのエリアに存在する谷戸地形などに生息が集中しています。三浦半島に生息する両生類には、幼生期は水田で過ごし、成体になると畦や隣接する林に移動して生活する種が多くいます。一方爬虫類は、都市から里山環境を中心に生息しています。どちらも在来種は里山環境の減少や開発等による緑地の分断、縮小に伴い、減少傾向にあります。

イ) 主にみられる種

両生類ではアマガエル、アズマヒキガエルなど、爬虫類では、ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲ、アオダイショウ、シマヘビなどが身近に見られます。

ウ) 減少している種

両生類では、ツチガエルとアカハライモリが生息地の減少により、近いうちに地域絶滅する可能性があるほか、トウキョウサンショウウオも、個体数が減少しており、絶滅が危惧されています。また、トウキョウダルマガエル、ニホンアカガエルは既に地域絶滅しています。

爬虫類のニホンイシガメは、地域絶滅状態となっているほか、シロマダラ、ヤマカガシ、ジムグリ等のヘビは、近年の観察例が激減しています。

相模湾側の海辺では、アカウミガメの産卵地記録が数カ所ありますが、近年は減少傾向にあります。

エ) 増加している種

在来種が減少している一方で、外来種のなかには増加傾向の種が見られます。

オ) 外来種

特定外来生物に指定されているウシガエルやアカミミガメが市内全域で見られ、生態系への影響が懸念されています。ただし、ウシガエルについては、市内の水路等の減少により、減少傾向にあるとの見方もあります。

このほか、ペットの遺棄により、クサガメなどの外来種のカメ類が公園の池等で観察されています。

また、植栽時に土壌と一緒に持ち込まれたと考えられるブラーミニメクラヘビも確認されています。

5) 淡水魚類・甲殻類・貝類

ア) 生息環境

かつて市内には、水田、ため池などの水辺環境が数多くありましたが、生活様式の変化、宅地開発等により減少、荒廃しました。河川の大半は改修され、中でもほとんどの中・下流域と河口域はコンクリートを多用した護岸整備が施されています。このような護岸で覆われた水辺環境はエコトーン（連続的に変化する生息環境の移行帯）を欠いており、元々そこに生息していた生物種の多様性や生息数の減少につながっています。

イ) 主にみられる種

i 淡水魚類

現在、本市で確認できる在来の淡水魚類は 40 種余りいます。その多くが淡水域に侵入もするボラ科、シマイサキ科などの汽水魚（周縁性魚類）や、海と川を行き来するウナギ科、ハゼ科、アユ科などの回遊魚（通し回遊魚）です。また、下流や河口には、流れがゆるやかな汽水域を好むマハゼなどが生息し、上流や中流には一生を淡水域で暮らすアブラハヤや、遡上する力が強いヨシノボリ類など、水がきれい、流れがあるところを好む魚がいます。ため池や河川下流などの流れのゆるやかな淡水域にはコイ科のモツゴなどがいます。

ii 甲殻類・貝類

市内の河川には、在来の淡水甲殻類が 11 種、淡水貝類が 5 種見られます。甲殻類では、モクズガニ・サワガニが各所の河川で比較的によく見られますが、その他 9 種は相模湾に流れ込む一部の川で見られます。また、最近、その一部が東京湾側でも見られるようになりました。サワガニやテナガエビ類は、流れのあるきれいな水にしか生息することができません。外来種のカワリヌマエビ属の一種も一部地域で確認されています。

ウ) 減少している種

湿性植物や水生植物の生育場所が減少するとともに、そこをすみかとする動物も減少しました。巻貝のカワニナは減少し、二枚貝のマシジミはほとんど見られません。

エ) 増加している種

外来種のなかには増加傾向の種が見られます。

オ) 外来種

淡水魚類では、小さな淡水魚やエビ類、水生昆虫類など何でも捕食し水辺環境の生態系に大きな影響を与えるブラックバス（オオクチバス）、ブルーギル、カダヤシが特定外来生物に指定されています。甲殻類では、流れが少なく汚れた水にもすむことができるアメリカザリガニが特定外来生物に指定されています。

また、外来種の中には、上に挙げた種のほかコイやサカマキガイなど海外から移入したもの、他に、オイカワのように国内の他地域から持ち込まれたものもあります。

6) 昆虫類ほか陸上節足動物

ア) 生息環境

昆虫類は、海中を除く市内のあらゆる環境に生息し、しかも比較的小さな環境にすみ分けているため、その種数は本市だけでも 3,000 種を超えていると言われています。人間の生活様式や土地利用の変化に伴って、砂浜の浸食、樹林地の荒廃、水辺の減少など多様な生息環境が変化し、昆虫類の生息環境や多様性が減少しています。なお、必要に応じて昆虫類に比較的近縁な小動物（節足動物）であるクモ・ダニなどの鋏角類、ムカデ・ヤスデなどの多足類、ダンゴムシなどの甲殻類にも触れます。

イ) 主にみられる種

市内の様々な環境では、多様な昆虫を見ることができます。社寺林などの照葉樹林にはクスノキ類を食樹とするアオスジアゲハが、自然度の高い海岸にはハマダンゴムシ（甲殻類）やイソカナタタキが、かつての雑木林にはコナラやクスギにクワガタ類やゴマダラチョウなどが、谷戸奥を流れる小川にはゲンジボタルやアサヒナカワトンボなどが、水田や周辺の湿地にはヘイケボタルやナガゴガネグモ（鋏角類）などが、それぞれ身近に見られます。また、貴重な種として、県内で三浦半島にしか記録が残っていないケシウミアメンボ、県西部の海岸と隔離分布するヒョウタンゴミムシ、県内でも少ないコサナエ、市内の一部でしか自生のないキジョランを食草とするアサギマダラなどがいます。

ウ) 減少している種

昆虫は、比較的小さな環境にすみ分ける生物ですが、食べるものやすみかとなる環境の幅が狭く特化した種ほど、みどりの質の低下によって減少もしくは絶滅の危機にさらされやすくなります。水生昆虫の減少は、その顕著な例です。また、移動距離の小さな種にとっては、生息環境が分断・縮小されることで危機に瀕することがあります。

生息環境	減少している昆虫の例（*は、本市地域絶滅種）
水 辺	甲 虫 類：ゲンゴロウ類（一部*）、ミズスマシ*、ヘイケボタル カメムシ類：タイコウチ*、オオアメンボ トンボ類：マルタンヤンマ、コサナエ チョウ類：ミドリシジミ（湿地に生育するハンノキを食樹とする）
海 岸	甲 虫 類：シロスジコガネ・ウバタマムシ（松林）、 ヒョウタンゴミムシ（砂浜）
山 林	甲 虫 類：シロスジカミキリ、ノコギリクワガタ、クロシデムシ、 ヒメマイマイカブリ カメムシ類：ハルゼミ* チョウ類：ヒメジャノメ（明るい林）、キマダラセセリ（林縁）
草 地	チョウ類：ジャノメチョウ バッタ類：クツワムシ*、ヒガシキリギリス

エ) 増加している種

ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモン、クロコノマチョウなどのチョウは、温暖化の影響と考えられる生息可能域の北上とともに、それぞれの食樹・食草であるミカン類、スミレ類、湿地性イネ科草本が繁茂していることから、湿地性イネ科草本を足掛かりに本市への分布拡大を可能にしました。チョウ類以外では、キマダラカメムシやモンズズメバチのように近年増加が認められるようになったものや、カシノナガキクイムシのようにナラ枯れ被害を伴って増加している昆虫が知られています。

また、一度姿を消したものの、近年復活した種もあります。特にゲンジボタルをシンボルとした市民による河川環境の再生・美化活動は、本種以外にも多くの流水性の水生昆虫に再び生息場所をもたらしています。ハグロトンボは、河川環境の悪化に伴って姿を消しましたが、復活の気配が見られます。チョウ類では、ウラギンシジミとムラサキシジミが本市および三浦半島においてかつての減少から回復していることが知られていますが、その増減の原因はよく分かっていません。

オ) 外来種

昆虫類では、27 種が特定外来生物に指定されています。うち本市分布はアカボシゴマダラ（大陸亜種）のみで、人為的な移入がきっかけとなりエノキを食樹として関東地方を中心に広く分布拡大し、本市には 2000 年代後半から定着しました。クビアカツヤカミキリやツヤハダゴマダラカミキリについては、街路樹や果樹を強く加害することが知られ、県内近隣地域や近県まで分布拡大していることから、注意が必要です。

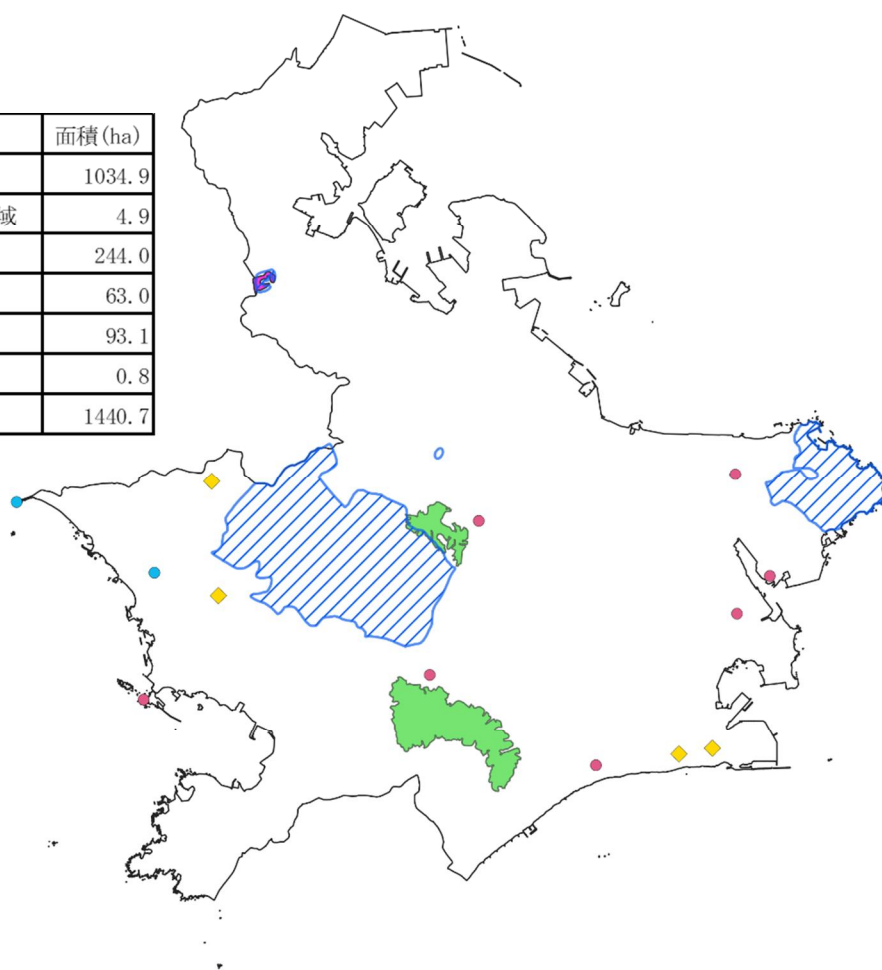
また植栽や土壌の移動に伴う移入種として、ヤンバルトサカヤスデの発生が目立つようになってきました。

（２）保護地区の現状

令和４年に採択された「昆明-モンリオール生物多様性枠組」において、2030年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の少なくとも30%を効果的に保全する30by30目標が設定されたことにより、日本国内でも良好な自然環境を保全する機運が高まっています。本市においても、自然共生サイトの制度が始まって以降、自然共生サイトへの登録を進め、生物多様性の保全を推進してきました。

本市の生物多様性が保全されている面積は令和６年度末時点で、法制度で守られる「保護地域」と、法制度以外の仕組みで守られる「OECM」を合わせて約1,440.7haあります（令和６年度末現在）。今後、30by30目標貢献のため、良好な自然環境の保全が求められます。

保護地名等		面積(ha)
保護地域	神奈川県鳥獣保護区	1034.9
	神奈川県自然環境保全地域	4.9
	近郊緑地特別保全地区	244.0
	天然記念物	63.0
OECM	自然共生サイト	93.1
	トラスト緑地	0.8
合計（重複除く）		1440.7



保護地域等の現況（令和６年度末時点）

5. 関連計画

本計画は、国土交通省や環境省、神奈川県等が策定した広域的な計画や指針に則した計画であるとともに、本市の他の関連計画と整合した計画となっています。

（１）緑の基本方針

「緑の基本方針」は、都市緑地法に基づき、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるもので、令和6年（2024年）12月に策定されました。この方針では、「将来的な都市のあるべき姿『人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市』」を全体目標として掲げるとともに、3つの個別目標を設定しており、これらの目標実現に向けた取組み及び関連する指標等を位置づけることを促しています。

全体目標

将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」

国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す

個別目標

環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

CO₂の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献

人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する

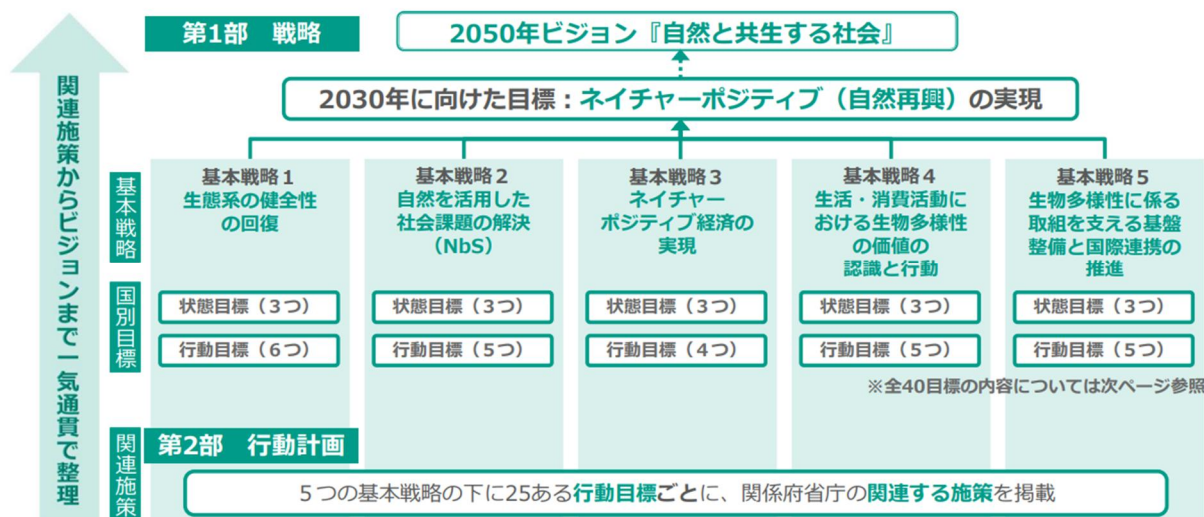
Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく

「緑の基本方針」の目標図

（２）生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。現行の生物多様性国家戦略は令和５年（2023 年）に策定した第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」となっています。この戦略では、2030 年のネイチャーポジティブの実現に向け、５つの基本戦略と 15 個の状態目標及び 25 個の行動目標を設定しています。



「生物多様性国家戦略 2023-2030」の基本戦略図 生物多様性国家戦略 2023-2030 概要版より

（３）かながわ生物多様性計画 2024-2030

神奈川県は令和 6 年（2024 年）に生物多様性地域戦略及びみどりの広域計画にあたる「かながわ生物多様性計画 2024-2030」を策定しました。本市は県土のエリア区分のうち、「三浦半島エリア」、「河川・湖沼及び沿岸エリア」の一部となっています。三浦半島エリアでは、残された自然を保全するため、多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいや体験学習の場の提供、環境保全型農業の推進、特定外来生物に指定されているアライグマ等の防除等を進めることを取組みの方向性としています。また、河川・湖沼及び沿岸エリアでは、河川・湖沼及び沿岸域を保全していくため、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業等を進めることを取組みの方向性としています。



（４）YOKOSUKA ビジョン 2030（横須賀市基本構想・基本計画）

YOKOSUKA ビジョン 2030 は、2030 年に向けた市の未来像を掲げ、全ての政策の基礎となるものです。市全体の未来像を「変化を力に進むまち。横須賀市」とし、それに基づいた 4 つのカテゴリと 10 の分野別未来像、分野ごとの政策の方針、市政運営の基本姿勢を示しています。環境分野では、『自分ごと』の意識が未来を守るまち」を未来像として設定し、5 つの政策方針を展開しています。

環境分野の未来像：「自分ごと」の意識が未来を守るまち	
政 策 方 針	1 次世代に残すべき自然環境の保全と活用
	2 地球温暖化への対策と気候変動への適応
	3 循環型社会の形成ときれいで暮らしやすいまちの推進
	4 環境教育・環境学習の推進
	5 公園の整備活用

（５）横須賀市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは都市計画法に基づいて策定される市町村の都市計画に関する基本的な方針で、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするものです。現行計画は、令和 7 年（2025 年）3 月に改定され、「YOKOSUKA ビジョン 2030」で掲げる市の未来像を計画の目標としています。

都市計画マスタープランではインフラ整備において、緑や水等自然環境が有する多様な機能を活用した「グリーンインフラ」の考え方・取組みにより、カーボンニュートラルの実現、生物多様性の確保、気候変動への適応、自然環境が有する力を活用した安全性の確保等と併せて都市基盤の維持や更新、整備を進めるとしています。

（６）横須賀市環境基本計画 2030

横須賀市環境基本計画 2030 は「YOKOSUKA ビジョン 2030」が環境分野の未来像として掲げる『自分ごと』の意識が未来を守るまち」を実現する分野別計画として、横須賀市環境基本条例に基づいて策定された、環境の保全及び創造に関する施策を推進する計画です。「人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか」を環境像としており、5つの基本目標を掲げています。本計画は横須賀市環境基本計画の分野別計画としても位置づけられています。

環境像：人と自然のやさしさが調和した環境を未来へつなぐまち よこすか

政
策
方
針

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちを目指します |
| 2 | 気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします |
| 3 | 身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちを目指します |
| 4 | 安心して快適な生活環境を実現し、住みよいまちを目指します |
| 5 | 環境にやさしい社会の担い手を育むまちをめざします |

背景と課題（主なキーワード）

①市の最上位計画（総合計画）

- YOKOSUKA ビジョン 2030
- 横須賀再興プラン

②関連法令等

- 都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正
- みどりの基本条例（市）
- 都市緑地法（運用指針の改正）
- 緑の基本方針
- 生物多様性基本法
- 国土強靱化基本法
- 生物多様性国家戦略 2023-2030
- かながわ生物多様性計画 2024-2030
- 外来生物法
- ヒートアイランド対策大綱
- 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

③市の関連計画等

- 横須賀市環境基本計画 2030
- 都市計画マスタープラン
- 景観計画
- ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン
- 都市公園の整備・管理の方針（公園の配置や機能の適正化、公園の利活用の促進）

④社会情勢の変化

- 生物多様性条約第 16 回締約国会議（CBD-COP16）
- 超高齢社会の到来
- グリーンインフラ
- 流域治水への転換
- SDGs
- 気候変動への対応の必要性（自然災害の激甚化等）
- みどりの維持管理の推進
- ボランティアの活用
- 民有樹林地の保全
- デジタル社会におけるみどりの重要性
- 観光資源としてのみどりの活用
- ネイチャーポジティブ
- 30by30
- 生物多様性保全
- ウェルビーイング（Well-being）
- まちづくり GX

⑤市が抱える課題

- 急激な人口減少
- 少子高齢化
- 樹林地の荒廃による崩壊のおそれ（防災面から安全なみどりの保全）
- 特定外来生物等への対策の必要性
- 農地の維持（生産緑地等の都市農地の保全・活用）

⑥自然環境における課題

- 緑被率の維持
- 樹林地の荒廃（再掲）
- 極端気象による被害の増加
- みどりの防災機能の確保
- 特徴的な自然環境の減少
- みどりのネットワークの分断・縮小
- みどりの質の低下
- 生物多様性への配慮（生物の種・個体数の減少、生態系への影響）

⑦令和3年度中間見直し（令和4年(2022年)3月)以降の取組

- 令和4年（2022年）3月見直しの46施策の内、9割の施策で一定の成果あり
- みどりの基本条例の改定
- 里山的環境保全・活用事業の推進
- 横須賀エコツアー推進事業の実施
- 三浦半島自然環境に関わる行政連絡会議等他都市との連携
- 自然環境活動団体の支援
- Park-PFI 制度を活用した公園整備
- 樹林地管理モデル事業の実施

⑧市民意見

- 森林や海などの自然のめぐみが豊かである
- 自然に関する取組みの対する評価あり
- 自然とふれあう場所や機会がある
- みどり豊かで、海辺や里山等の自然を身近に感じることができるまちにしたい
- 海辺や河川等の水辺の状態があまりよくない
- 都市公園施設等の老朽化
- 生物の生息環境が劣化している
- 里山的環境が減少している
- 自然とふれあえる環境教育や環境の場・機会を拡充してほしい
- 自然災害を防ぐための整備をしてほしい

みどりの基本計画に反映すべき事項(主なキーワード)

○ みどりの保全・創出と機能の向上

- ・市街地のみどりの充実
- ・目に見えるみどりの充実
- ・グリーンインフラの取組み

- ・誰もが安心して利用できるみどりの場づくり
- ・大規模災害時への備え
- ・気候変動に起因する豪雨や大型台風への対応
- ・安全性を最優先とした斜面緑地の保全
- ・適切な樹林地管理(倒木・土砂崩れ防止)
- ・持続可能な流域治水
- ・ヒートアイランド現象対策
- ・緑地・オープンスペースの確保
- ・プロムナードや散歩道の充実による回遊性の確保
- ・生態系に配慮したみどりのネットワークの形成

- ・生産緑地の保全
- ・横須賀らしい都市景観や自然的景観等の保全
- ・斜面緑地など地形が織りなす特徴ある景観の保全
- ・みどりを活かした街なみづくり
- ・CO₂吸収源としてのみどりの保全・創出
- ・市の顔となる街なかの景観を彩るみどり
- ・骨格となる丘陵部のみどりの保全

○ 魅力ある公園づくり

- ・身近に親しめ、ふれあえるみどりの保全・創出
- ・子どもや高齢者など誰でも利用しやすい場づくり
- ・公園施設等の老朽化対策
- ・市民ニーズに配慮した公園等の適正配置
- ・都市公園の管理方針(積極的な利活用など)
- ・健康の増進に向けた活用
- ・みどりによる人々の交流・観光への貢献(地域活性化)
- ・自然環境に対する自主的な活動の促進
- ・みどりの積極的な活用
- ・公園施設等の防犯対策
- ・都市公園等を防災・減災対策に活用
- ・民官連携による公園整備
- ・歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全と活用

○ 生物多様性の保全と活用

- ・自然環境の保全・再生・活用の推進
- ・自然植生及び貴重な植物の保全
- ・里山環境の保全・再生・活用
- ・水辺環境の保全・再生・活用
- ・外来生物への対策
- ・庁内各部署との連携による情報の発信
- ・多様な主体による保全・活用の推進
- ・30by30の推進(自然共生サイト)
- ・自然植生や天然記念物のみどりの保全

○ みどりの継承

- ・みどりに親しむ気運の高揚
- ・豊かなみどりと生物多様性に対する意識や活動の継承
- ・みどりに対する市民等による活動の推進
- ・自然環境活動団体の支援の継続
- ・みどりを通じた環境教育・環境学習の推進
- ・市民等が利用・活用する場の確保
- ・みどりに精通した人づくり(人材育成)
- ・様々な主体との連携による取組み